

2026年12月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）

2026年5月14日

上場会社名 株式会社トリドリ 上場取引所 東
 コード番号 9337 URL <https://toridori.co.jp/>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長CEO (氏名) 中山 貴之
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役CFO (氏名) 森田 一樹 TEL 03-6892-3591
 配当支払開始予定日 —
 決算補足説明資料作成の有無：有
 決算説明会開催の有無：有（機関投資家・アナリスト向け）

（百万円未満切捨て）

1. 2026年12月期第1四半期の連結業績（2026年1月1日～2026年3月31日）

（1）連結経営成績（累計）

（%表示は、対前年同四半期増減率）

	売上高		売上総利益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2026年12月期第1四半期	1,632	53.0	1,433	39.6	194	105.2	184	69.3	68	6.5
2025年12月期第1四半期	1,067	11.7	1,026	18.1	94	119.5	109	170.2	63	73.6

（注）包括利益 2026年12月期第1四半期 115百万円（36.0%） 2025年12月期第1四半期 84百万円（130.2%）

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
2026年12月期第1四半期	20.60	20.15
2025年12月期第1四半期	19.48	18.94

（2）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
2026年12月期第1四半期	6,731	2,015	28.1
2025年12月期	6,773	1,907	26.7

（参考）自己資本 2026年12月期第1四半期 1,894百万円 2025年12月期 1,809百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
2025年12月期	—	0.00	—	0.00	0.00
2026年12月期	—	—	—	—	—
2026年12月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00

（注）直近に公表されている配当予想からの修正の有無：無

3. 2026年12月期の連結業績予想（2026年1月1日～2026年12月31日）

（%表示は、対前期増減率）

	売上高		売上総利益		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	7,200	34.0	6,700	36.9	1,000	41.3	950	35.4	450	2.9	136.36

（注）直近に公表されている業績予想からの修正の有無：無

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における連結範囲の重要な変更：無
- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用：無
- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示
- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：無
 - ② ①以外の会計方針の変更：無
 - ③ 会計上の見積りの変更：無
 - ④ 修正再表示：無

(4) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2026年12月期 1 Q	3,302,820株	2025年12月期	3,300,000株
② 期末自己株式数	2026年12月期 1 Q	44株	2025年12月期	24株
③ 期中平均株式数（四半期累計）	2026年12月期 1 Q	3,301,423株	2025年12月期 1 Q	3,277,461株

※ 添付される四半期連結財務諸表に対する公認会計士又は監査法人によるレビュー：無

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

（将来に関する記述等についてのご注意）

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用に当たっての注意事項等については、添付資料3ページ「1. 経営成績等の概況 (3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

（決算補足説明資料及び決算説明会内容の入手方法）

当社は、2026年5月14日（木）に機関投資家・アナリスト向け説明会を開催する予定であり、当日使用する決算説明資料はTDnetで同日開示しております。

また、この説明会の動画については、開催後速やかに当社ウェブサイトに掲載する予定です。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当四半期の経営成績の概況	2
(2) 当四半期の財政状態の概況	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	3
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	4
(1) 四半期連結貸借対照表	4
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	5
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	7
(セグメント情報等の注記)	7
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	7
(継続企業の前提に関する注記)	7
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	7
(重要な後発事象の注記)	8

1. 経営成績等の概況

(1) 当四半期の経営成績の概況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、賃上げの継続や雇用環境の改善、インバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、食料品価格や原材料価格の上昇により企業のコスト負担は引き続き重い状況にあるほか、不安定な国際情勢を背景とした先行き不透明感が残る状況が続いております。

このような経済環境の下、企業のマーケティング投資においては、成果を可視化しながら柔軟に予算を調整できる手法への需要が一層高まっております。当社グループが属するマーケティング業界、特にインターネット広告市場は、こうしたニーズを背景に引き続き堅調に成長しており、2025年の国内インターネット広告市場規模は、前年比110.8%の4兆459億円となり過去最高を更新いたしました（出典：株式会社電通「2025年 日本の広告費」）。

また、AIを活用したターゲティングや自動最適化の進展により、広告効果を確認しながら継続的に改善を行う運用型広告モデルが定着しており、SNS広告や動画広告を中心に広告投資が拡大しております。さらに、インターネット広告市場の中でも、インフルエンサーマーケティング市場では、企業のブランド認知向上や購買行動促進を目的とした活用が広がっております。一方で、従来のインフルエンサーマーケティングは、成果の事前予測や価格の妥当性が分かりづらく、広告主にとって投資判断が難しいという課題を抱えておりました。

このような事業環境の下、当社グループは、『「個の時代」の、担い手に。』というミッションを掲げており、InstagramやYouTube、TikTokなどのSNS（ソーシャルネットワークサービス）上で活動する多様なインフルエンサーを支援しております。インフルエンサーの価値を最大化し、企業・消費者・インフルエンサーの、誰もが手軽にSNSの力を享受できる世界を実現することを目指しております。

これまで、定額制のインフルエンサーマーケティングプロダクト「toridori marketing」、成果報酬型広告サービス「toridori ad」、及び総合広告代理店サービス「toridori promotion」などの複数のインフルエンサーマーケティングサービスを展開して参りました。

また、当社グループは、中長期的な成長を見据え、インフルエンサーマーケティングをデジタル運用広告と同様に「成果を見ながら回せる広告」へと進化させることを目的に、運用型インフルエンサー広告プロダクト

「Vooster」の提供を開始いたしました。当該プロダクトでは、AIによるインフルエンサー選定、エンゲージメント予測に基づく成果連動型課金、やりとり不要の自動実行等を通じて、広告主にとって納得感のある投資判断を可能にし、継続的な広告出稿を促進する仕組みが特徴です。

今後の中長期的な成長戦略としては、①「toridori marketing」及び「Vooster」を中心としたプロダクト領域の拡大、②中堅・大手企業をターゲットにしたマーケティングパートナー領域の強化、及び③インフルエンサーデータベースの価値最大化を基本方針として掲げております。

その結果、当第1四半期連結累計期間の取扱高は2,596,157千円（前年同四半期比+33.5%）、売上高は1,632,704千円（同+53.0%）、売上総利益は1,433,642千円（同+39.6%）、営業利益は194,862千円（同+105.2%）、経常利益は184,925千円（同+69.3%）、親会社株主に帰属する四半期純利益は68,020千円（同+6.5%）となりました。

なお、当社グループはインフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりません。

(当社グループの事業の内容)

当社グループは下図の領域において、インフルエンサー支援サービスを行っております。各サービスの内容は以下のとおりであります。



(2) 当四半期の財政状態の概況

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産は、前連結会計年度末より42,119千円減少し、6,731,299千円となりました。これは主に、売掛金が284,193千円、前払金が143,484千円、ソフトウェアが191,838千円増加した一方で、現金及び預金が511,110千円、ソフトウェア仮勘定が116,155千円減少したことによるものであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は、前連結会計年度末より150,218千円減少し、4,715,634千円となりました。これは主に、買掛金が20,257千円、借入金が76,249千円増加した一方で、契約負債が120,674千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末より108,099千円増加し、2,015,665千円となりました。これは主に、資本剰余金が15,646千円、利益剰余金が68,020千円増加したことによるものであります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

連結業績予想については、2026年2月12日の「2025年12月期 決算短信」で公表いたしました通期の連結業績予想に変更はありません。

2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,958,175	1,447,064
売掛金	1,032,826	1,317,020
棚卸資産	13,689	35,766
前払金	1,845,698	1,989,183
その他	331,286	336,687
貸倒引当金	△11,269	△8,670
流動資産合計	5,170,407	5,117,052
固定資産		
有形固定資産	56,981	53,253
無形固定資産		
のれん	609,331	588,388
ソフトウェア	220,274	412,113
ソフトウェア仮勘定	188,162	72,007
その他	6,860	6,236
無形固定資産合計	1,024,629	1,078,745
投資その他の資産	521,400	482,247
固定資産合計	1,603,011	1,614,247
資産合計	6,773,418	6,731,299
負債の部		
流動負債		
買掛金	918,826	939,084
短期借入金	1,100,000	1,300,000
1年内返済予定の長期借入金	542,484	579,784
未払金	192,882	230,269
未払法人税等	125,296	45,239
契約負債	140,171	19,497
預り金	769,951	744,019
その他	259,648	202,359
流動負債合計	4,049,261	4,060,253
固定負債		
長期借入金	767,922	606,871
繰延税金負債	2,303	2,094
資産除去債務	45,160	45,210
その他	1,205	1,205
固定負債合計	816,591	655,380
負債合計	4,865,852	4,715,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	94,792	95,412
資本剰余金	885,622	901,269
利益剰余金	829,619	897,639
自己株式	△57	△127
株主資本合計	1,809,976	1,894,193
新株予約権	24,142	31,088
非支配株主持分	73,446	90,383
純資産合計	1,907,566	2,015,665
負債純資産合計	6,773,418	6,731,299

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書
(四半期連結損益計算書)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2025年1月1日 至2025年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2026年1月1日 至2026年3月31日)
売上高	1,067,186	1,632,704
売上原価	40,434	199,061
売上総利益	1,026,751	1,433,642
販売費及び一般管理費	931,798	1,238,779
営業利益	94,953	194,862
営業外収益		
受取利息	1,397	2,995
受取手数料	559	724
補助金収入	21,201	—
その他	286	343
営業外収益合計	23,444	4,063
営業外費用		
支払利息	9,088	10,856
その他	66	3,143
営業外費用合計	9,155	14,000
経常利益	109,242	184,925
税金等調整前四半期純利益	109,242	184,925
法人税、住民税及び事業税	24,790	45,431
法人税等調整額	△209	24,387
法人税等合計	24,580	69,818
四半期純利益	84,661	115,106
非支配株主に帰属する四半期純利益	20,815	47,086
親会社株主に帰属する四半期純利益	63,845	68,020

(四半期連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2025年1月1日 至2025年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2026年1月1日 至2026年3月31日)
四半期純利益	84,661	115,106
四半期包括利益	84,661	115,106
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	63,845	68,020
非支配株主に係る四半期包括利益	20,815	47,086

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(セグメント情報等の注記)

【セグメント情報】

当社グループは、インフルエンサー・プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年3月31日)
減価償却費	10,069 千円	24,350 千円
のれんの償却額	20,943	20,943

(重要な後発事象の注記)

(募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行)

当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社取締役に対し新株予約権を発行することを決議いたしました。

なお、本件は新株予約権を引き受けるものに対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社は2025年2月13日公表の「募集新株予約権(有償ストック・オプション)の発行に関するお知らせ」に記載のとおり、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員(以下「役職員」という。)に対し募集新株予約権(有償ストック・オプション)(以下、「第2回新株予約権」という。)を発行しておりました。

この度、2025年2月13日に開示した「中期経営計画(事業計画及び成長可能性に関する事項)」に定める業績目標達成の早期実現に向け、役職員に対するインセンティブプランを見直し、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、第2回新株予約権の一部(目的となる株式の数の合計は現時点の未確定残122,000株のうち、114,000株)を放棄してもらい、当社の役職員及び子会社取締役に対して新たに第3回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)を発行することといたしました。また、放棄については第2回新株予約権の保有者の各者の個別の投資判断に基づき行われております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の5.95%に相当いたします。一方、第2回新株予約権の放棄に伴い3.45%の潜在株式が消滅することとなり、本新株予約権の発行による実質的な希薄化率は約2.50%となります。

本新株予約権の発行は、当社の業績及び企業価値向上に対する役職員の意欲や士気をより一層高めることを目的としており、これにより当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。また、第2回新株予約権は2025年2月13日に開示した「中期経営計画(事業計画及び成長可能性に関する事項)」の5ページに定める業績目標の達成が行使条件とされていたところ、本新株予約権はその業績目標を2事業年度連続で達成することを行使条件としており、より高い達成条件への変更を行っております。このような行使条件とすることにより、役職員に対して短期的な業績達成ではなく、持続的な企業価値向上を強く意識させるインセンティブとして機能するとともに、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

1,965個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式196,500株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額であり、当社は有利発行には該当しないと判断している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2026年5月13日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,617円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2029年4月1日から2036年5月28日までとする。但し、行使期間の最終日が金融機関の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2027年12月期から2033年12月期までの事業年度において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高が、2事業年度連続で10,000百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑥ 新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、行使期間中といえども、直ちに新株予約権を行使する権利を喪失する。

(i) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(ii) 当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会や当社もし

くは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合

- (iii) 当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合
- (iv) 当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合
- (v) 当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

4. 新株予約権の割当日

2026年5月29日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.（4）に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.（6）に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2026年5月29日

9. 申込期日
2026年5月26日

10. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役及び監査役並びに子会社取締役	7名	940個
当社従業員	10名	1,025個